

燕市告示第 196 号

燕市医療的ケア児等コーディネーター事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市医療的ケア児等コーディネーター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、医療的ケア児等及びその家族が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、地域における必要な相談体制の整備を図る燕市医療的ケア児等コーディネーター事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、燕市とする。

(定義)

第3条 この告示で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この告示において「医療的ケア児等」とは、医療的ケア児及び日常生活を営むために医療的ケアが必要と認められる者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児及び重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいう。

(対象者及び利用料)

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有する者又は次の表に定める施設に入所している医療的ケア児等及びその家族とする。この場合において、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の有無は問わないものとする。

根拠法令	施設等名称
------	-------

生活保護法(昭和25年法第144号)	保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(昭和17年法第123号)	障害者支援施設
老人福祉法(昭和17年法第123号)	老人福祉施設
介護保険法(平成9年法第123号)	介護保険施設 特定施設
医療法(昭和23年法第205号)	医療提供施設

2 事業の利用料は、無料とする。

(医療的ケア児等コーディネーター)

第5条 市長は、専門的な関係機関と連携し、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービス、制度等を総合的に調整するため、医療的ケア児等コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置する。

2 コーディネーターは、新潟県医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者であって、次に掲げる責務を有する者とする。

(1) コーディネーターは、医療的ケア児等及びその家族等のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(2) コーディネーターは、本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談支援技術の向上を図るため自己研鑽に努めるものとする。

(医療的ケア児等コーディネーターの業務内容)

第6条 コーディネーターは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 医療的ケア児等及びその家族への相談支援業務 医療的ケア児等及びその家族からの相談に応じ、次に掲げる支援を実施するに当たり、必要な情報の提供、助言及びサービス等の利用調整等を行う業務をいう。

ア 病院からの退院時における支援

イ 福祉サービスの利用に関する支援

ウ 障がい及び病状の理解に関する支援

エ 健康及び医療に関する支援

オ 保育及び教育に関する支援

カ その他福祉に関する支援

(2) 医療的ケア児等の支援を実施する関係機関等への協力業務 医療的ケア児等への支援を実施する関係機関等をサポートするために行う次に掲げる業務をいう。

ア 専門的な知識を必要とする困難事例等への対応として、必要に応じケース会議に参加するなど地域の支援機関等との調整に協力すること。

イ 専門的な指導・助言として、地域の支援機関からの相談に対し専門的に対応し、医療的ケア児等の理解に関する支援及び他の支援機関との連携等、必要な支援を実施すること。また、必要に応じ、医療的ケア児等の支援にかかわる会議へ参加すること。

ウ 医療的ケア児等に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うこと。

エ 苦情対応として、医療的ケア児等への支援についての苦情に対応すること。また、必要に応じ、関係機関等への助言を行うこと。

(3) その他業務 前2号以外の業務で、次に掲げる業務をいう。

ア 関係機関との連絡会の運営

イ 医療的ケア児等に係る研修会の企画・運営

2 コーディネーターは、業務を行うに当たり、関係機関等との連携を図るとともに、対応した業務の内容を記録し、これを市長に報告しなければならない。

(委託等)

第7条 市長は、事業の効率的な運営を図るため、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた法人その他団体に委託することができる。

2 前項の規定による事業の委託者及びその従事者(以下「受託者等」という。)は、事業を行うに当たっては、利用者の人権を尊重し、その身上に関する個人情報を漏らしてはならない。事業の受託を修了した後も、同様とする。

- 3 受託者等は、市長が指示するところにより、事業の実施状況を報告しなければならない。

(台帳等の整備)

第8条 市長は、医療的ケア児者等及びその家族その他の関係者の同意を得て、これらの者の氏名、住所、生活状況、必要な医療的ケアの種類及び支援に携わる関係機関等の情報を登録した台帳を整備し、適切に管理しなければならない。

- 2 受託者等は、受託した業務の実施状況を明らかにできる書類のほか、事業の経理に関する必要な書類を整備し、業務を実施した日の属する年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(情報の提供等)

第9条 市長は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、医療的ケア児者等又はその保護者の同意を得たときは、医療的ケア児者等及びその家族に対する支援に資する情報を関係機関等へ提供し、共有することができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。